

神 監 1 第 566 号
平成 27 年 1 月 22 日

A 様

神戸市監査委員	谷 口 時 寛
同	荻 阪 伸 秀
同	梅 田 幸 広
同	川原田 弘 子

コンテナシャーシー駐車場賃貸借に関する住民監査請求の
監査結果について（通知）

平成 26 年 11 月 25 日及び 12 月 15 日に提出されました標記の住民監査請求
について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査した結果を次のとお
り通知します。

第1 請求の要旨

請求人から平成26年11月25日及び12月15日付けをもって受け付けた措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

- 1 市民による情報公開請求によって、神戸市が株式会社神戸フェリーセンターに対し海上コンテナシャーシー駐車場として賃貸料を不当に引き下げて(1㎡当たり470円・350円を160円・150円になど)貸与していたことが分かった。
- 2 市は深刻化する港湾地区内におけるシャーシーの路上駐車解消のためやむをえないというが、路上駐車解消のために賃貸料の減免を許可したのは不当である。法的根拠がないのに賃貸料の減免を行い、貸付は条例の根拠なく、議会の議決も経ないまま適正な対価なくなされたものであるなら違法であり、神戸市の損害になる。

よって次のとおり必要な措置を講ずるよう求める。

- (1)株式会社神戸フェリーセンターに対して行われている海上コンテナシャーシー駐車場の賃貸借は違法であるため、明け渡しを求めるべきである。
- (2) 賃貸料が適正な額を下回ったときには賃貸料の増額改定の措置をとるべきである。
- (3) 港湾地区のシャーシー路上駐車解消は、まず不当な路上駐車取締りを求めることをすべきである。

理由

- 1 路上駐車解消のために適正な対価を確保できない賃貸料の減免をしたのは不当であり、また法的根拠がないのに当該減免をしたのは違法である。
- 2 貸付が条例の根拠なく議会の議決も経ないまま行われたのは違法である。

第2 監査の実施

1 監査の対象

住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等については、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書類の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して特定の当該行為等であることを監査委員が認識できる程度に摘示されており、他の事項から区別し、特定して認識できるように個別具体的に摘示しなければならない(最高裁判所平成2年6月5日判決・最高裁判所平成16年11月25日判決・最高裁判所平成18年4月25日判決)。具体的には、監査委員において住民監査請求の対象を特定するために調査を要することなく、当該請求において具体的にいかなる財務会計上の行為等が問題とされているかを理解することができ、当該行為等について違法・不当を判断するだけでよい程度まで特定されていることが求められる。それゆえ、監査委員が監査を実施するために、その

対象を選択しなければならないようなものや、監査委員が住民監査請求の対象を探索しなければ、監査を実施することができないようなものは、請求の特定を欠くものとして不適法である。

この点、請求人は、六甲アイランド、ポートアイランドで株式会社神戸フェリーセンターに対して行われている海上コンテナシャーシ駐車場の賃貸借に関して、路上駐車解消のために適正な対価を確保できない賃貸料の減免をしたのは不当であり、また法的根拠がないのに当該減免をしたのは違法であるとして、対象となる行為と違法事由を特定している。

さらに請求人は、この駐車場の貸付が条例の根拠なく議会の議決も経ないまま行われたのは違法であるとして、対象となる行為と違法事由を特定している。

以上より、監査の対象を、六甲アイランド、ポートアイランドで株式会社神戸フェリーセンターに対して行われている海上コンテナシャーシ駐車場の賃貸借に関して、路上駐車解消のために適正な対価を確保できない賃貸料の減免をしたのは不当であり、また法的根拠がないのに当該減免をしたのは違法でそれにより市に損害が発生しているか否か

この駐車場の貸付が条例の根拠なく議会の議決も経ないまま行われたのは違法でそれにより市に損害が発生しているか否か、とする。

なお、措置請求書には上記以外にも不当な路上駐車取締りを求めるべき旨の項目があるが、住民監査請求は住民に対し、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものであって、普通地方公共団体の事務全般を監督するための制度ではないため、これについては監査の対象としない。

2 監査の実施

みなと総局みなと振興部の関係職員から事情聴取を実施したほか、関係書類等について監査を実施した。

請求人に対しては、自治法第242条第6項の規定に基づき、平成27年1月7日に陳述の機会を設けた。また新たな証拠を平成26年11月25日、平成26年11月27日及び平成27年1月7日付けをもって受け付けた。

第3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 海上コンテナシャーシ駐車場の概要

a 海上コンテナシャーシ駐車場の状況

施設名	六甲アイランド海上コンテナシャーシ臨時 駐車場（平成6年～）	ポートアイランド海上コンテナシャ ーシ駐車場（平成10年～）
所在地 契約日 契約期間	所在地：神戸市東灘区向洋町西2丁目11 番 契約日：平成6年9月16日 契約期間：平成6年9月16日～ 平成7年3月31日(自動更新) 阪神高速湾岸線の事業進 捗により移転の必要あり	所在地：神戸市中央区港島中町1 丁目4番1 契約日：平成10年12月1日 契約期間：平成10年12月1日～ 平成15年11月30日 (自動更新)
土地面積	18,125.83 m ² （行政財産）	12,862.74 m ² （普通財産）
賃貸料 算出面積	(1) 全駐車区画：9,780.00 m ² (2) 基本利用区画：7,560.00 m ² 利用状況に応じて、年度末に精算	(1) 全駐車区画：8,317.50 m ² (2) 基本利用区画：4,500.00 m ² 利用状況に応じて、年度末に精 算
最大駐車 可能台数	20F：95台 40F：185台 (合計280台)	20F：15レーン 40F：95レーン (合計110レーン，約220台分)
利用状況 H26.12現 在	20F：95台 40F：185台 (合計280台)	20F：15レーン 40F：95レーン (合計110レーン)

b 海上コンテナシャーシ駐車場の運営

(a) 枠組み

事業者には、必要な駐車区画を貸出しする必要があるが、市が直接個々の事業者と契約するのではなく、㈱神戸フェリーセンターに用地を賃貸し、㈱神戸フェリーセンターが、個々の事業者と契約するとともに、管理・運営等一切の業務を行う。

(b) 業務内容

利用者の募集、調整、車両の出入りの管理、施設の警備、施設の維持管理、清掃、補修、料金の請求・徴収、苦情・紛争処理、車庫利用承諾手続き 等

c 海上コンテナシャーシの保管場所

海上コンテナシャーシの保有者については自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条が適用され、道路以外の場所で保管場所を確保することが義務付けられている。

本海上コンテナシャーシ駐車場においても、車庫利用承諾書を出しており、保管場所を必要とする事業者の受け皿となっている。

また、海上コンテナシャーシは、コンテナの積み出しや引取り（朝一番での作業等）の関係上、船会社や倉庫が集積する臨港地区において駐車場所を確保することが不可欠な場合もあり、そのために本海上コンテナシャーシ駐車場が活用されている。

自動車の保管場所の確保等に関する法律第 3 条

自動車の所有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の保管場所（自動車の使用の本拠の位置との間の距離その他の事項について政令で定める要件を備えるものに限る。第 11 条第 1 項を除き、以下同じ。）を確保しなければならない。

(2) 普通財産，行政財産の賃貸借の法的構成

a 賃貸料設定と減免の法的構成

財産の管理にあたっては地方自治法及び地方自治法施行令に基づき制定された神戸市公有財産規則が適用される。

賃料算定については神戸市公有財産規則第 34 条第 1 項、減免については神戸市公有財産規則第 30 条第 1 項、第 31 条の 2 及び第 36 条、判断については事業の内容、方法、効果等を総合的に勘案し、神戸市公有財産規則に規定する公益上の必要性に該当するかによることとしている。

神戸市公有財産規則第 34 条第 1 項

不動産の貸付料は、神戸市不動産評価審議会の評定する額を基準とし、かつ、収益性、居住の条件、近隣地域における賃料の水準その他の事情を考慮して決定しなければならない。

神戸市公有財産規則第 30 条第 1 項

部局の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用許可料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、公用、公共用又は公益事業の用に供するため使用するとき。

神戸市公有財産規則第 31 条の 2

行政財産は、法第 238 条の 4 第 2 項の規定により、貸し付け、又は私権を設定することができる。

- 2 次条から第 46 条までの規定は、前項の規定により貸し付け、又は私権を設定する場合に準用する。

神戸市公有財産規則第 36 条

第 30 条の規定は、貸付料を減免する場合に準用する。

b 賃貸借の法的構成

地方公営企業法施行令第 26 条の 5 では、「地方公営企業の用に供する行政財産である土地は、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項 から第 5 項までの規定によるほか、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体、地方自治法施行令第 169 条の 2 各号に掲げる者、一般社団法人及び一般財団法人、株式会社並びに総務大臣が指定する法人に対し、当該土地の用途として適切と認められる建物又は施設の用に供させるため、当該地方公営企業の収益の確保に寄与する場合に限り、これを貸し付けることができる。この場合においては、地方自治法第 238 条の 5 第 4 項 及び第 5 項の規定を準用する。」とされており、六甲アイランド海上コンテナシャーシ臨時駐車場は

この規定に基づき貸付を行っている。

地方自治法第 238 条の 5 第 1 項では、「普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。」とされており、ポートアイランド海上コンテナシャーシ駐車場はこの規定に基づき貸付を行っている。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項（随意契約）では、「地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。」とし、その第 2 号で「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」とされており、この規定に基づき貸付先を選定している。

なお、行財政局が作成した市有地売却方法に関する基本指針において、市有地の売却方式の概要と選択基準が示されており、その中で、臨港地区などのように用途が限定されており旺盛な土地利用の需要が見込めない場合などでは、地価の判断に比較的ばらつきが少ないため、適正に土地価格を評価したうえで、価格固定型コンペ方式を適用できる旨記載されている。

（ 3 ） 賃貸借契約の内容

㈱神戸フェリーセンターより借受申込書の提出を受け、市長決裁のうえ、土地賃貸借契約書を締結している。

a 六甲アイランド海上コンテナシャーシ臨時駐車場

契約日 平成 6 年 9 月 16 日

所在地 神戸市東灘区向洋町西 2 丁目 11 番

契約期間 平成 6 年 9 月 16 日～平成 7 年 3 月 31 日

期間満了 6 か月前までに、双方から何らの異議の申し出がない場合は、この契約は 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

貸付面積 18,125.83 m²

b ポートアイランド海上コンテナシャーシ駐車場

契約日 平成 10 年 12 月 1 日

所在地 神戸市中央区港島中町 1 丁目 4 番 1

契約期間 平成 10 年 12 月 1 日～平成 15 年 11 月 30 日

期間満了 6 か月前までに、双方から何ら異議の申し出がない場合は、この契約は 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

貸付面積 12,862.74 m²

(4) 海上コンテナシャーシ駐車場の賃料，利用状況の推移

(単位：円/㎡・月) (税抜)

	六甲アイランド (駐車可能台数 = 280 台)				ポートアイランド (駐車可能レーン数 = 110 レーン = 約 220 台)			
	地区 単価	(株)神戸フ ェリーセ ンターへ の賃賃料	事業者 への貸 出単価	平均利用 台数	地区 単価	(株)神戸フ ェリーセ ンターへ の賃賃料	事業者 への貸 出単価	平均利用 レーン数
平成 14 年度	464	305.5	480	234	470	235	470	95
平成 15 年度				212		(7月 ~)150	(8月 ~)350	82
平成 16 年度				240				103
平成 17 年度		(5月 ~)160	(5月 ~)415	196				112
平成 18 年度				213				106
平成 19 年度				221				110
平成 20 年度				220				108
平成 21 年度	431			211	437			101
平成 22 年度			(3月 ~)350	200				102
平成 23 年度				233				110
平成 24 年度				237				110
平成 25 年度				256				110
平成 26 年度 (12月現在)				274				110

2 当局の説明

局からは，次のとおり説明があった。

(1) 公共シャーシプールの必要性について

違法駐車は，道路交通法及び神戸市港湾施設条例第 19 条で禁止されており，路上駐車対策を実施することは，物流の円滑化，神戸港の競争力の強化，みなとの振興を図るために不可欠である。

そのため，これらの問題に取り組むことは，神戸市として当然の責務であり，放置することは極めて不適切であると考え，県警（東灘，灘，水上，兵庫各署）と協議・連携を図りながら違法駐車対策を実施しており，神戸港管理事務所においてもパトロールを実施し，違法駐車があれば指導・警告等を行っている。しかしながら，路上駐車 of 恒常的な改善には取り締まりだけではその効果に限界があり，神戸港の競争力の向上と，振興を図るためには，取り締まりと並行して，路上駐車車両の受け皿となる駐車場の提

供を併せて行うことにより、路上駐車対策の実効性をより高める必要がある。

そのため、公共シャーシプールの設置により、シャーシプールの自主確保が困難な中小零細運送事業者を利用しやすい価格で提供することが不可欠と考え、また各方面（船会社、港運事業者、海上コンテナ事業者等）からの強い要望を受けていたこともあり、公共シャーシプールを設置（六甲アイランド：平成6年～ / ポートアイランド：平成10年～）することとした。

なお、平成21年5月15日神戸地裁判決の中には「シャーシ溜まり」とあるが、これは海上コンテナトレーラーがコンテナをコンテナターミナルに搬入する際に周辺道路に待機することによる交通渋滞を解消することを目的として設置しているものであり、路上駐車対策のための本件シャーシプールとは設置の趣旨が違うものである。

（２） 賃貸借契約の経過について

a 賃貸先の選定

当該施設（六甲アイランド海上コンテナシャーシ臨時駐車場 / ポートアイランド海上コンテナシャーシ駐車場）の利用者は、主に中小の海上コンテナ輸送業者であり、本市が直接個々の利用者と利用契約を締結するのではなく、施設の管理運営を行う機関に対して一括で賃貸し、個々の事業者と個別の契約をすることが、効率性及び利用者の利便性の観点から適当と判断した。

この点、(株)神戸フェリーセンターは本市が出資している外郭団体であり、本市の監督下で施設の持つ公共性を担保しうること、フェリー事業において、大型車や乗用車が輻輳する埠頭での大型トレーラーへの対応・調整にたけており、適正な管理運営が見込まれることから、同社を選定している。

b 平成17年度六甲アイランド賃貸料の設定 / 減免理由 / 現在の賃貸料の設定

（平成17年4月神戸フェリーセンターより申請 / 平成17年7月神戸市より「減免措置について」通知）

六甲アイランドにおいても、路上駐車対策は避けては通られない問題であった。平成15年度に先行したポートアイランドは、各事業者に賃貸する料金を引き下げたことにより、契約台数が増えるとともに、路上駐車対策に一定の効果があったことから、六甲アイランドにおいても路上駐車対策の効果を上げるため、同様の方策によって、路上駐車車両の公共シャーシプールへの誘導を図ることが検討された。

その結果、平成17年度には、ポートアイランドと同様に(株)神戸フェリーセンターから、各事業者に賃貸する料金をそれまでの480円/㎡・月から415円/㎡・月に引き下げることによって、路上駐車車両を公共シャーシプールに誘導出来るのではないかとの提案がなされた。

神戸市では、この提案について検討を行い、各事業者に賃貸する料金を引き下げることで路上駐車車両の公共シャーシプールへの誘導がさらに図られると判断し、(株)神戸フェリーセンターの必要経費等も考慮し、(株)神戸フェリーセンターへの賃料について、(本来)賃料の2/3相当の減免を行う（平成17年5月～160円/㎡・月）ことによって、(株)神戸フェリーセンターが各事業者に賃貸する料金を(480円/㎡・月から)415

円/m²・月に政策的に引き下げた。

(その後、神戸港・大阪港は、阪神港として国際コンテナ戦略港湾に指定(平成 22 年 8 月)され、広域からの貨物集荷等を進める必要があり、そのためにもさらなる路上駐車車両を公共シャープールに誘導を行う必要があり、平成 23 年 3 月には(株)神戸フェリーセンターと協議のうえ、(株)神戸フェリーセンターが各事業者に賃貸する料金を(415 円/m²・月から)350 円/m²・月に引き下げ、現在に至っている。)

c 平成 15 年度ポートアイランド賃貸料の設定 / 減免理由 / 現在の賃貸料の設定

(平成 15 年 5 月(株)神戸フェリーセンターより申請 / 平成 15 年 6 月神戸市より「減免措置について」通知)

土地の賃貸先であり、シャープールの管理運営を行っている(株)神戸フェリーセンターは、従来より、路上駐車車両のシャープールへの誘導方策を検討するため、各方面(船会社、港運事業者、海上コンテナ事業者等)からの情報収集を行っている。

平成 15 年度には、(株)神戸フェリーセンターから、各事業者に賃貸する料金を、それまでの 470 円/m²・月から 350 円/m²・月に下げることによって、路上駐車車両をさらに公共シャープールに誘導出来るのではないかと提案がなされた。

神戸市では、この提案について検討を行い、各事業者に賃貸する料金を引き下げることで路上駐車車両の公共シャープールへの誘導がさらに図られると判断し、(株)神戸フェリーセンターの必要経費等も考慮し、(株)神戸フェリーセンターへの賃料について、(本来)賃料の 2/3 相当の減免を行う(平成 15 年 7 月～150 円/m²・月)ことによって、(株)神戸フェリーセンターが各事業者に賃貸する料金を(470 円/m²・月から)350 円/m²・月に政策的に引き下げ、現在に至っている。

d 精算額

賃貸料は、(株)神戸フェリーセンターに基本利用区画分を毎月請求し、年度末に利用した区画の実績報告を求め、精算する。

	六甲アイランド		ポートアイランド	
精算後	平成 17 年度実績	16,395,939 円	平成 15 年度実績	17,401,015 円
賃貸料	平成 25 年度実績	18,310,320 円	平成 25 年度実績	18,106,610 円

(3) 減免の妥当性について

a 減免の公共性・公益性

海上コンテナ業界の中でも、資金的な余裕のない中小零細事業者にとっては、シャープールの自主確保は困難なケースが多く、このような駐車場のないシャープールが路上駐車等の一因となっている。

路上駐車対策は、事故防止、渋滞防止の側面があり、対策の実施により、物流の円滑化を図り、神戸港の競争力を向上し、振興を図るために不可欠のものである。また、交通渋滞は、近隣住民の生活や環境にも影響を及ぼすものである。

これらの諸問題に取り組むことは、神戸市として当然の責務であり、放置することは極めて不適切である。

したがって、路上駐車対策は公益性があり、その一環として行う公共シャープールの土地賃貸料を減免することは神戸市公有財産規則第 30 条第 1 項第 1 号「地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、公用、公共用又は公益事業の用に供するため使用するとき。」に該当するものである。

よって、この減免は裁量権の範囲内である。

b 当該財産の活用可能性

六甲アイランドについては、阪神高速湾岸線予定地となっており、暫定利用であるため、阪神高速湾岸線の事業進捗により移転の必要がある。

ポートアイランドについては、港湾関連用地であるが、賃貸・処分を行うまでの間、暫定的に利用するものである。また、神戸港の競争力の向上、振興のためには、路上駐車対策は不可欠であり、公益性に鑑み、暫定的に利用している。

c 賃貸先に不当な利益を与えることにならないか

本来の目的である神戸港の競争力向上と振興のため、路上駐車対策を実施しており、自主確保が困難な中小零細事業者へのシャープールの安価な提供を実現する目的で減免を行っている。

(株)神戸フェリーセンターから事業者への貸出単価(350 円/㎡・月)は、神戸市の地区単価(六甲アイランド:431 円/㎡・月, ポートアイランド:437 円/㎡・月)より安く設定されており、路上駐車車両の誘導に効果はあるものと考えている。

また、年度ごとに(株)神戸フェリーセンターの決算を確認しており、減免は適正なものであると判断している。

当該事業を進めるうえでは減免は必要不可欠であり、(株)神戸フェリーセンターの施設の管理経費等必要な経費に充当されているため、不当な利益を与えることにはなっていない。

(株)神戸フェリーセンターの駐車場等事業に係る収支

(千円)

駐車場等事業	収益	費用	営業損益
H25 年度	182,652	177,657	4,995

d 減免の手続

財産の管理にあたっては地方自治法及び地方自治法施行令に基づき制定された神戸市公有財産規則が適用され、賃貸料の減免は、同規則第 30 条及び第 36 条に基づいて、事業の内容、方法、効果等を総合的に勘案し、公益上の必要性があると判断したため減免を行ったもので、問題はない。

なお、神戸市の港湾事業は、地方公営企業法の一部が適用される事業であり、土地の貸付等を行う場合であっても、地方自治法第 237 条第 2 項に規定される条例又は議会の議決を要しない。

3 判 断

請求人の主張について、前記事実関係の確認、みなと総局みなと振興部の説明及び関係資料の調査に基づき、次のように判断する。

理由1 「路上駐車解消のために適正な対価を確保できない賃貸料の減免をしたのは不当であり、また法的根拠がないのに当該減免をしたのは違法である。」について

公有財産の取扱いについては地方自治法第9章財務、地方自治法施行令第5章財務に定めがあるが、地方自治法施行令第173条の2で「この政令及びこれに基づく総務省令に規定するものを除くほか、普通地方公共団体の財務に関し必要な事項は、規則でこれを定める。」とされている。これを受けて神戸市では神戸市公有財産規則を定めている。普通財産の賃貸料の減免には神戸市公有財産規則第36条が準用する第30条に根拠があり、行政財産の賃貸料の減免についても神戸市公有財産規則第31条の2が準用する第30条に根拠があり、本件賃貸借は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとして契約している。

本件減免は路上駐車対策のために行われているが、これは事故防止、渋滞防止のために行うもので、物流の円滑化、神戸港の競争力の向上、神戸港の振興を図るとともに、近隣住民の生活や環境の維持を図るといった公共上・公益上の必要性から行っているもので不当性はない。

また本件減免は、神戸市公有財産規則第30条の「地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、公用、公共用、又は公益事業の用に供するため使用するとき」に該当するものとして行われている。減免の判断には一定の裁量が認められていると解されるが、裁量権の範囲に逸脱・濫用があったと認められる場合には当該減免は違法と判断されることとなる。

この点、平成21年5月15日神戸地裁判決では「原則として、適正賃料相当額又は条例等で使用料又は賃料の額が定められている場合にはその金額を徴収すべきであるが、その使用に公共性・公益性が認められる場合には、条例等で定められた条件での当該財産の活用可能性、公共性・公益性の内容、専用使用許可・一時使用の承認の相手方に不当な利益を与えることにならないかなどを総合考慮し、合理的な範囲内で使用料・賃料を減免する裁量権を有していると解するのが相当である。」とされている。

この裁量権に関する個別要件に照らしてみても、本件減免に裁量権の範囲の逸脱・濫用があったとするような事情は認められないので違法ではない。これにより市に損害が発生したとも認められない。

理由2 「貸付が条例の根拠なく議会の議決も経ないまま行われたのは違法である。」について

地方自治法第237条第2項で「第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払い手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。」とされているが、本件貸付は地方公営企業法の一部が

適用される地方公営企業による貸付であり、地方公営企業法第40条第1項で「地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、地方自治法第96条第1項第5号から第8号まで及び第237条第2項及び第3項の規定にかかわらず、条例又は議会の議決によることを要しない。」とされており、条例の根拠なく議会の議決を経ずとも違法ではない。これにより市に損害が発生したとも認められない。

第4 結 論

以上のことから、路上駐車解消のために適正な対価を確保できない賃貸料の減免をしたのは不当であり、また法的根拠がないのに当該減免をしたのは違法であるという請求人の主張については理由がない。

また、貸付が条例の根拠なく議会の議決も経ないまま行われたのは違法であるという請求人の主張についても理由がない。

よって、措置の必要を認めない。